

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

令和2年9月吉日
株式会社マン・ネン 総務課

〔本人の場合〕

1. 感染を疑わせる風邪様症状等が出た場合

【発熱（37.5 度以上）、咳、咽頭痛、鼻づまり等の風邪に似た症状、全身倦怠感、息苦しさ、食欲不振、場合によっては吐気、嘔吐、下痢等いずれかの症状がある場合】

＜自宅で症状が出た場合＞

- ① 所属長に連絡した上で、出勤せず自宅療養してください。
- ② 医療機関を受診する場合には、かかりつけの医療関係、又は保健所に連絡し、指示に従ってマスクを着用した上で受診してください。
- ③ 風邪様症状や発熱が4日以上続く場合には、かかりつけの医療関係、又は保健所に相談してください。特に、だるさや息苦しさがある場合は速やかに相談してください。
- ④ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）がある場合で風邪様症状や発熱が2日以上続く場合、妊娠中などの場合には早めに相談してください。

＜会社で症状が出た場合＞

- ① 所属長に報告し、直ちに帰宅し自宅療養してください。公共交通機関で帰宅する場合にはマスクを着用してください。帰宅後の対応は、＜自宅で症状が出た場合＞と同様です。
- ② 症状が強く、すぐに受診した方がよい場合は、かかりつけの医療関係、又は保健所に連絡し、保健所の指示に従ってください。
- ③ 症状があった社員の机、イス他接触した箇所をアルコール等で拭き取ります。

2. 症状が改善するか、受診の結果出勤が可能と判断された場合

- ① 発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等が改善するか、医療機関を受診した結果、出勤が可能と判断された場合には、所属長に連絡した上で出勤してください。
- ② 出勤後は、体調の変化に十分に注意し、発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等が見られたら、直ちに所属長に報告した上で帰宅し、自宅療養してください。公共交通機関で帰宅する場合はマスクを着用してください。帰宅後の対応は、上記1.の＜自宅で症状が出た場合＞と同様です。

3. 感染が確定した場合

【本人の対応】

- ① 診断が確定したら、保健所の指示（法的入院、就業制限等）に従うとともに、大至急所属長に連絡をしてください。所属長は総務課へ連絡してください。
現時点では、指定医療機関で治療するまで入院、又は自宅療養、自治体指定の宿泊施設での療養となります。
- ② 診断が確定に至らないが、類似症状と診断された場合は、保健所の指示に従ってください。この場合も大至急所属長に連絡をしてください。

③ 保健所より退院及び就業可能の許可を得てから出勤してください。

【他の社員等への対応】

社員の感染が確定した場合は、保健所の職場調査が行われ、発症者と濃厚接触した者を決定します。所属長は行動範囲を把握した上で、基本的に保健所の指示に従います。

4. 濃厚接触者となった場合

【職場で濃厚接触者と決定した場合や、自分が行った場所で感染者が出たことがわかった場合など】
(車内、ライブ等)

- ① 報道等でわかった場合は、直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。所属長は総務課へ連絡してください。
- ② 保健所へ連絡し、保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。
判明した日から、14日間の自宅待機とします。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに保健所所定の用紙に記録してください。

5. その他

慢性的に風邪のような症状があって、かかりつけ医等で治療を受けている社員は、治療の状況を保健師にお知らせください。(喘息・アレルギー等)症状が改善しない場合は、専門医の診察を受けてください。

〔同居家族等の場合〕

1. 同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合

- ① 同居家族等に濃厚接触者の疑いがあることがわかった時点で、直ちに所属長に連絡してください。
- ② 保健所の指導に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く確認してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ③ 社員本人に発熱等の症状が出現していない場合には、マスクを着用した上での出勤を認めますが、社員本人に発熱等の症状が出現した時点で出勤を取りやめ、所属長に連絡してください。

2. 同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることがわかった時点で、直ちに所属長に連絡してください。
- ② 保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。
判明した日から、14日間の自宅待機とします。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに保健所所定の用紙に記録してください。

3. 同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に風邪様症状、発熱、倦怠感、息苦しさ等が出たら、マスクを着用した上で出勤し、所属長にその旨を伝えてください。自宅でも感染予防措置(マスク、手洗い)を徹底してください。
- ② 同居家族等の症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、所属長にその旨を伝えてください。

4. 同居家族等の感染が確定した場合

- ① 直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。所属長は総務課へ連絡してください。
判明した日から、14 日間の自宅待機とします。
- ② 保健所へ連絡し、指示に従ってください。
- ③ 保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。
- ④ 体温測定を毎日実施し、体調とともに保健所所定の用紙に記録してください。

濃厚接触者とは、「感染が確定した人が発病した日以降に接触した者」で次の範囲に該当する者

- ① 発病した人と、同居または長時間同じ空間で過ごした人（車内・ライブ等）
- ② 手で触れたり対面で会話できる距離で感染者と長時間一緒に過ごした人
- ③ 必要な感染拡大防止策（マスク、手指の消毒）をせずに診察や介護などをした人
- ④ 患者（確定）が必要な感染拡大防止策をしていない状態で、2m 以内で 2 分以上の会話や飲食をともにした人

「新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口（帰国者・接触者相談センター）」

心配な症状がある場合は、まず下記に電話してください。

■本社勤務の方

新型コロナウイルス感染症に関する健康相談はこちら

| 健康相談窓口 (一般電話相談窓口) | 電話番号等 | 相談時間 |
|---|---|---------------------|
| ○各保健所 岐阜保健所 西濃保健所 関保健所 可茂保健所 東濃保健所 恵那保健所 飛騨保健所 | 058-380-3004、FAX:058-371-1233 0584-73-1111（内線 273）、FAX:0584-74-9334 0575-33-4011（内線 360）、FAX:0575-33-4701 0574-25-3111（内線 358）、FAX:0574-28-7162 0572-23-1111（内線 361）、FAX:0572-25-6657 0573-26-1111（内線 258）、FAX:0573-25-1174 0577-33-1111（内線 309）、FAX:0577-34-8327 | 平日 9:00 から 17:00 |
| ○岐阜市市民 健康センター 中市民 南市民 北市民 | 058-252-0632、FAX:058-252-0638 058-271-8010、FAX:058-271-8014 058-232-7681、FAX:058-232-7683 | |
| 県保健医療課 岐阜市保健所 | 058-272-8860、FAX:058-278-2624 058-252-0393、FAX:058-252-0639 | 毎日 9:00 から 21:00 |
| 厚生労働省 (コールセンター) | 0120-565653、FAX:03-3595-2756 | 毎日 9:00 から 21:00 |

■支社勤務の方

仙台市・宮城県の健康電話相談窓口（コールセンター）

新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口（コールセンター）を2月4日（火曜日）9時より設置しています。

- 受付時間：24 時間
- 電話番号：022-211-3883、022-211-2882

※9時から11時までの時間帯は、お電話が込み合うことがございます。

お急ぎでない方につきましては、9時から11時までの時間帯を避けてコールセンターへご連絡いただきますようお願いいたします。

コールセンターへご連絡をお願いします

次のいずれかに該当する方は「仙台市宮城県相談窓口（コールセンター）」にご相談ください。（電話番号 022-211-3883 または 022-211-2882）

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。

症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを
飲み続けなければならない方も同様です。

※以上に該当しない場合のご相談も可能です。

※持病がある方は、事前に電話でかかりつけ医にご相談ください。

各区保健福祉センター管理課の連絡先

青葉区保健福祉センター（管理課）022-225-7211（代表）

宮城野区保健福祉センター（管理課）022-291-2111（代表）

若林区保健福祉センター（管理課）022-282-1111（代表）

太白区保健福祉センター（管理課）022-247-1111（代表）

泉区保健福祉センター（管理課）022-372-3111（代表）

熊本県では、新型コロナウイルス感染症の疑いがある方からの問い合わせ等について、専用相談窓口で一元的に対応しています。

熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(コールセンター)

096-300-5909(24 時間対応)

・電話による相談ができない方については、FAX での相談も受け付けています。

県相談窓口(県健康危機管理課)FAX:096-383-0607、096-383-0608 受付時間:9 時～19 時

概要

(1) 目的

- ・ 感染の疑いがある県民からの相談に確実かつ迅速に対応できるようにする。

(2) 主な業務内容

- ・ 新型コロナウイルス感染症の疑いを有する方からの相談への対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供
- ・ 新型コロナウイルスの疑い患者を診察する医療機関(外来)への受診調整を行う保健所へのつなぎ

参考(熊本市にお住まいの方)

熊本市新型コロナ相談センター(帰国者・接触者相談センター)

096-364-3222、096-364-3223、096-372-0705

※9 月 1 日から、受付時間が 24 時間対応(土日、祝日含む)となりました。

詳しくは[熊本市ホームページ\(外部リンク\)](#)をご覧ください。